

## 県ホームページへの掲載について

### 1 県HPの経緯

- ・ H 8 . 8 . 2 6 ~ 国内外への情報発信や情報交流を推進するとともに、県民との情報の共有を通じた開かれた行政を展開するため、インターネットを活用した情報提供を実施。
- ・ H 9 年度 ~ 「 1 課 1 ホームページ運動」を実施。

### 2 審議の経緯

#### 【 H 9 . 3 . 1 7 全実施機関類型答申】

- ・ 記者発表資料のインターネット発信

#### 【 H 1 0 . 3 . 4 教育委員会答申】

#### 【 H 1 0 . 5 . 1 知事部局答申】

- ・ 知事部局ホームページの整備について答申
- ・ 審議会の説明資料をもとに「インターネットを活用した情報発信における個人情報の取扱いについて」(個人情報取扱指針)を事務局で作成。

#### 【 H 1 2 . 4 . 1 9 人事委員会答申】

#### 【 H 1 3 . 4 . 1 7】

##### (事務局報告)

- ・ これまでは、審議会の意見によりシステム(サーバー)単位で諮問・答申をしていた。
- ・ システム(サーバー)の増設ごとに諮問を行うのでは、随時諮問が必要となるため、個人情報保護取扱指針に沿って取り扱う場合は、新たな諮問は必要としない運用を行うこととし、個人情報保護取扱指針を超えて、個人情報を発信する必要性が生じた場合には、従来どおり事前に審議会の意見を聴くこととしたい。 了承

##### (審議会意見)

- ・ 知事部局取扱い指針の見直しの検討、個人情報発信に係る管理体制の整備、個人情報発信の運用状況の報告を求める。

#### 【 H 1 3 . 8 . 3 0】

##### (事務局報告：H13.4.17の審議会での意見を受けて)

取扱指針を職員に周知徹底。

情報発信者は、事前に発信する内容を県民情報室と協議するなど管理体制を整備。

審議会に運用状況を報告。

##### (審議会の意見)

- ・ 1年経った時点で、どういう形でHPが運用されているかなども含めて総点検を行い、もう一度この運用についての考え方を再検討するということとワンセットで承認。

#### 【 H 1 3 . 8 . 3 0 選挙管理委員会答申】

#### 【 H 1 4 . 3 . 1 9 公営企業管理者答申】

#### 【 H 1 4 . 3 . 1 9 運用状況の報告】(13.12~14.2)

#### 【 H 1 5 . 2 . 2 7 運用状況の報告】(14年度)

#### 【 H 1 6 . 2 . 2 8 運用状況の報告】(15年度)

いずれも意見なし

### 3 例外答申の考え方

条例では、審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、オンライン結合により個人情報を提供することができる」と規定。

答申では、次の点について判断している。

(1) 公益上の必要

- ・発信の目的と効果の観点から判断。

(例)

- ・県政情報をインターネットを使用して提供することは、国内外への情報発信や情報交流の推進とともに、県民との情報の共有を通じた開かれた行政の推進に効果的であると認められる。
- ・県政情報の提供に当たっては、個人情報（例えば、附属機関における各委員の発言要旨やシンポジウムに出席する講師等の氏名など）の含まれた情報の提供により、その有用性が著しく高めることができる。

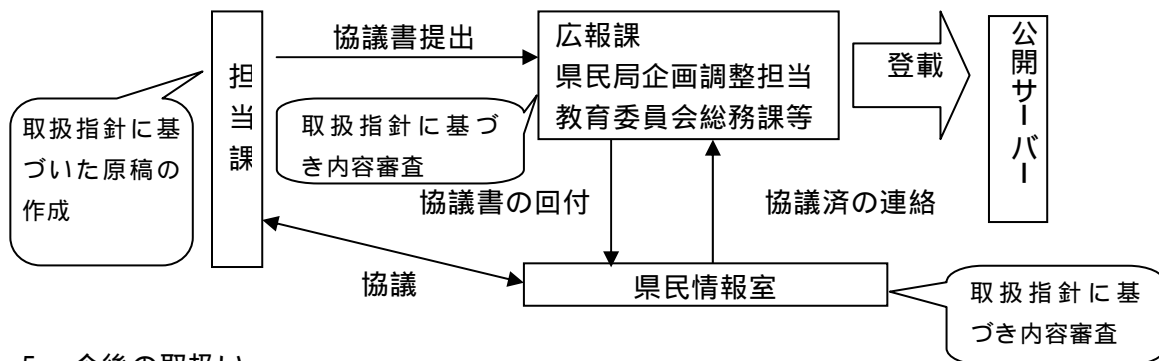
(2) 個人の権利利益を侵害するおそれがないこと

次の点につき判断。

- ア 本人の同意を得ること、（入札参加資格制限案件等の公表など発信内容によっては本人の同意を得られないものについては、本人の同意に代えて、事前に十分な周知を行うこと）
- イ 掲載項目の必要性を吟味し、氏名等の個人識別情報の発信は必要最小限の範囲にとどめること
- ウ 削除等の申し出があるときは、速やかに対応すること
- エ パスワードの設定、取扱者の限定等、情報発信者による管理体制を構築すること

4 類型答申に基づく県HP発信の取扱い

H13.12～「県ホームページにおける個人情報発信に係る事前協議要領」に基づき、取扱指針の範囲内での発信かどうかについて県民情報室と事前協議。



5 今後の取扱い

- ・HP発信できる場合や内容を類型化し、「HP掲載基準」を作成する。（現在の指針をベースに）
- ・担当課、サーバー管理課（広報課等）に通知し、掲載基準に基づいて、HP原稿を作成し、サーバーに登載するようにする。

案件	答申日	公益性上の必要	個人の権利利益を侵害するおそれがないこと			
			本人同意	パスワード・担当者特定	必要最小限	
ネットワーク利用環境提供事業システム (（財）コンピュータ教育開発センターの支援事業) こねっとプランシステム(NTTの支援事業)	H9.3.17	コンピュータを使用し、生徒の発達段階や各教科の目標、内容等に応じて、生徒の情報活用能力の育成を図るなどコンピュータ学習を進めるためには、実際にインターネットを使用することが不可欠である。				インターネットの使用に当たっては、インターネットを通じて生徒の個人情報流すことによって、当該個人情報かどのように使われるのかについて、学校から生徒に対して十分に説明をし、生徒本人の同意を得ておくなどオンラインを利用して当該個人情報を提供することによって、個人の権利利益が侵害されるおそれがないようにすることが必要である。
災害対応総合情報ネットワークシステム (記者発表資料)	H9.3.17	県政の情報をオンラインで提供することは、情報公開の推進に効果的である。				
教育委員会ホームページの整備	H10.3.4	<p>国内外への情報発信や情報交流を推進するとともに、県民との情報の共有を通じた開かれた行政を展開するため、インターネットを活用した情報提供に全庁的に取り組んでいるところであり、教育委員会においてもその趣旨にのっとり教育に関する情報をインターネットを使用して提供することは、情報交流の推進と開かれた教育行政の展開に効果的である。</p> <p>教育に関する情報を迅速にわかりやすく提供することにより、県民の教育行政への参加を促進し教育行政に対する理解を深めることができる。</p> <p>教育委員会各課室・地方機関・各教育機関・県立の学校においてそれぞれホームページによる情報提供を行うことで、各機関等・学校相互間の情報交流が図られ、教育施策の充実に資することができる。</p> <p>学校においては、コンピュータを使用し、生徒の発達段階や各教科の目標・内容等に応じて、生徒の情報活用能力の育成を図るなどコンピュータ学習を進めるためには、実際にインターネットを使用することが不可欠である。</p>				<p>インターネットの使用に当たっては、オンラインを利用して個人情報を提供することの必要性を十分に吟味するとともに、個人の権利利益を侵害するおそれがないと考えられる場合に限定する。</p> <p>特に、県立学校におけるインターネットの使用に当たっては、インターネットを通じて生徒の個人情報流すことによって、当該個人情報かどのように使われるのかについて、学校から生徒に対して十分に説明し、生徒本人の同意を得ておくなどオンラインを利用して当該個人情報を提供することによって、個人の権利利益が侵害されるおそれがないようにする。</p>

案件	答申日	公益性上の必要	個人の権利利益を侵害するおそれがないこと		
			本人同意	パスワード・担当者特定	必要最小限
知事部局HPの整備 選挙管理委員会HP 監査委員HP 公営企業管理者HP	H10.5.1 H13.8.30 H14.3.19	県政情報をオンラインで提供することは、国内外への情報発信や情報交流の推進とともに、県民との情報の共有を通じた開かれた行政の推進に効果的である。			インターネットを使用して提供することの必要性を十分に吟味し、また、個人の権利利益を侵害するおそれがないと考えられる場合に限定している。 インターネットを使用して個人情報を提供するに当たっては、当該個人情報がどのように使われるのか等について当該個人情報の本人等に対して十分に説明した上で、本人等の同意を得るとしており、また、個人情報の管理方法を定め、個人情報の種類による具体的取扱いを定める等の措置を講ずるとしている。
兵庫県生涯学習ネットワークシステムの整備	H10.6.24	学習資源に関する情報をインターネットで提供すること及びインターネットを通じてそうした情報に関する意見交換や情報発信を行う場を提供することは、生涯学習を振興する上で効果的である。			当該個人情報がどのように使われるのか等について当該個人情報の本人等に対して十分に説明した上で、本人等の同意を得、個人情報の管理方法等や個人情報の具体的取扱いを定めている。 また、電子会議室等利用者の自由な書込みを通して個人情報を提供するに当たっては、利用規約等で利用者の責任や個人情報の保護を含めた利用者の禁止行為とそれに反した場合の使用権の取消等を定めている。
	H16.3.29	システム変更は、県民等の生涯学習の充実を図るために、生涯学習情報及び生涯学習ライブラリーにおいて提供する情報を拡充するとともに、県及び参画機関における情報の共有化を図るもので、県民等の生涯学習をよりよく振興する上で必要なものである。 また、学びの達人クラブ交流サロンでの提供情報の充実は、県民等の自主的な学習活動の支援に効果的である。			(1) 講師情報を実施機関と参画機関が共有することとしているが、実施機関において、参画機関が個人情報保護措置を適切に講じているかを確認したうえで、参画機関に個人情報を提供することとしている。 (2) 生涯学習ライブラリーでの学習コンテンツや、学びの達人クラブでの意見、投稿画像については、事前に管理者において内容確認を行うなど、利用規約に基づいた適正な個人情報の取扱いが確保される体制がとられている。

案件	答申日	公益性上の必要	個人の権利利益を侵害するおそれがないこと		
			本人同意	パスワード・担当者特定	必要最小限
経営事項審査結果のインターネットによる閲覧	H10.11.26	経営事項審査のうち、知事が行った審査の結果を記載した書面については、競争参加者選定手続の透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用の観点から、県内の関係事務所において閲覧に供しているところであるが、建設業者の活動範囲は全国に及んでいるため、インターネットを使用して経営事項審査の結果を全国に提供することは、その結果を閲覧させることとした目的を達成するためにより有効な手段である。			インターネットで提供する個人情報の内容は、主に事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、当該事業を営む個人には経営事項審査の結果をインターネットで提供することについて、事前に説明しているため、インターネットで審査結果を提供しても個人の権利利益を侵害するおそれはない。
人事委員会HP	H12.4.19	県職員採用試験情報を、県職員の紹介等の個人情報とともにオンラインで提供することは、受験者数の増加に寄与しており、ひいては優秀な人材の確保につながる。特に、職員の所属や氏名等を明らかにした上で、当該職員から受験希望者へのメッセージ等の情報を提供することは効果的な手段である。			提供しようとする県職員の紹介、メッセージ等の個人情報は、インターネットで提供することを前提として、県職員本人の同意を得ており、当該県職員個人の権利利益を侵害するおそれがない。
県立大学HP	H13.10.24	県立大学の概要や特色等を広報するという目的に適するだけでなく、大学公開講座の開設や大学図書館の開放等を県民に報せて、開かれた大学づくりを促進する手段としても有用であり、また、県立大学の教員及びその研究成果に関する情報の公開を通して地域産業の育成と支援に資する等、研究成果の社会的還元を図るためにも適切な手段であると認められる。 県立大学生がHPを作成し、学習、研究内容等に関する情報をインターネットを使用して提供することは、情報リテラシーの向上及び情報収集・交流の促進に資すると認められる。			個人情報をインターネットを使用して提供することの必要性を十分に吟味し、個人の権利利益を侵害するおそれがないと考えられる場合に限定することとしている。 また、個人情報を提供するに当たっては、当該個人情報がどのように使われるのか等について本人に対して十分に説明をした上で同意を得るとしており、さらに、発信情報の管理方法や個人情報の種類による具体的取扱いを定め、それに反した場合には、発信情報を削除する等の措置を講ずることとしている。

案件	答申日	公益性上の必要	個人の権利利益を侵害するおそれがないこと		
			本人同意	パスワード・担当者特定	必要最小限
ネットミュージアム兵庫文学館	H14.12.26	<p>県民等は、県内外に散在している兵庫県ゆかりの作家に関する情報と県内各地域の情報に、場所や時間の制約を受けずに触れることができる。これにより、県民等の県内各地域の魅力を発見、再発見する機会が格段に増えること。</p> <p>随時、県民等の意見や要望を受け付けることにより、速やかに県民等のニーズを把握することができること。</p>			<p>(1) 作家及び作品に関する情報は、原則として、出版、報道等により公にされている資料から収集することとしている。</p> <p>(2) インターネットにより提供する情報は、学識経験者の意見を聴いた上で、作家及び作品の紹介に必要なものに限定することとしている。</p> <p>(3) インターネットにより提供する情報の対象者本人又はその遺族に対して、提供する情報の内容等を十分に説明し、同意を得ることとしている。</p> <p>(4) 収集した情報について、施錠ロッカーでの保管、管理責任者の設置、データ入力に係るID及びパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。</p>

案件	答申日	公益性上の必要	個人の権利利益を侵害するおそれがないこと		
			本人同意	パスワード・担当者特定	必要最小限
地域づくり活動登録制度	H15.2.27	<p>他の地域づくり活動団体等及び県民が、場所や時間の制約を受けず、広範かつ最新の情報を入手することが可能になる。</p> <p>活動内容と併せて連絡先を提供することで、地域づくり活動団体等からの一方的な情報提供に留まらず、他の地域づくり活動団体等及び県民との情報交換や意見交換が可能になる。この結果として、県民相互の協働により、自律的に地域づくり活動の輪を広げることができる。</p>			<p>(1) 個人情報の収集に当たっては、収集目的を明確にした上で、原則として本人から収集することとしていること。また、収集する個人情報も、必要最小限度の範囲に限定していること。</p> <p>(2) ホームページによる情報提供に当たっては、提供する個人情報の本人から同意を得ることとしていること。また、提供する個人情報は、地域づくり活動団体等への連絡及び活動内容の紹介に必要なものに限定し、思想、信条、病歴等を表したセンシティブ情報は、個人情報の本人が特定できない状態で提供することとしていること。</p> <p>(3) 個人情報の訂正又は削除の求めがあった場合は、速やかに対応することとしていること。</p> <p>(4) 収集した個人情報について、施錠ロッカーでの保管、管理責任者の設置、データ入力に係るID及びパスワードの設定等適切な保護措置が講じられていること。</p> <p>(5) HPの運営管理は社協が行うことになるが、県との委託契約において、「地域づくり活動登録に係る個人情報保護取扱要領」の遵守義務を定めるなど(1)から(4)までの個人情報保護措置に適切に対応することが明らかにされていること。</p>

案件	答申日	公益性上の必要	個人の権利利益を侵害するおそれがないこと		
			本人同意	パスワード・担当者特定	必要最小限
入札参加資格制限等案件の県HPでの公表	H15.5.22	<p>県が事務処理を適正に行っていることを県内外に広報することができ、また、談合等の不正な行為を未然に防ぐ抑止力が向上する。</p> <p>国、県内市町との情報交換をスムーズに行うことができる。</p>			<p>入札参加資格等案件は、地方自治法施行令167条の4の規定に基づき策定した「入札参加資格制限基準」及び「兵庫県指名停止基準」により行っているが、これらの基準を明らかにしている。</p> <p>入札参加資格制限等案件を県HPに掲載することを記者発表や県HP等で広報するなどにより、入札参加資格を有するものに周知することとしている。</p> <p>入札参加資格制限等を行う場合は、十分な事実確認を行った上で、入札参加資格者審議会の審査を受けるなど厳格な手続を踏んでいる。</p> <p>入札参加資格制限等案件の公表の目的は、県が適正に事務を行っていることを明らかにすることであり、公表する情報は、この目的を達成するために必要最小限のものに限定している。</p>
監督処分情報の県HPでの公表	H15.8.28	<p>建設業法の規定に基づき知事が行う監督処分に係る情報は、県民等が建設業者を選定しようとするときに参考となる情報であり、県HPを活用して公表することによって県民等がこれらの情報を時間や場所の制約なく入手できる状態になり、県民の取引の安全の確保に寄与することができる。</p> <p>県HPは卓越した情報伝播力があるため、これらの情報を県HPを活用して公表することは建設業者の不正行為の未然防止策として効果的で、もって、不良不適格業者の排除に寄与することができる。</p>			<p>(1) 県HPに掲載することとしている監督処分に係る概要情報は、県民等の取引の安全の確保や建設業者の不正行為の未然防止を図る目的を達成するために必要最小限のものに限定している。</p> <p>(2) 監督処分に係る概要情報を県HPに掲載することを建設業許可申請の手引きや県HPなどを通じて、建設業者への周知を図ることとしている。</p>



案件	答申日	公益性上の必要	個人の権利利益を侵害するおそれがないこと		
			本人同意	パスワード・担当者特定	必要最小限
「但馬の特産街道」	H15.12.22	<p>消費者が、場所や時間の制約を受けず、但馬地域の地域おこし団体等の広範かつ最新の情報を入手することが可能になる。</p> <p>但馬の食文化・特産品などとともに地域おこし団体等の活動内容、連絡先などの情報を広く提供することによって、交流の輪を広げ、但馬地域の農林水産業の振興につながり、但馬地域の活性化の一助となる。</p>			<p>個人情報の収集に当たっては、収集目的を明確にした上で、原則として本人から収集することとしている。また、収集する個人情報も、必要最小限度の範囲に限定している。</p> <p>HPによる情報提供に当たっては、提供する個人情報の本人から同意を得ることとしている。また、提供する個人情報は、地域おこし団体等への連絡及び活動内容の紹介に必要不可欠なものに限定している。</p> <p>個人情報の訂正又は削除の求めがあった場合は、速やかに対応することとしている。</p> <p>収集した個人情報について、ロッカーでの保管、管理責任者の設置、データ入力に係るID及びパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。</p> <p>HPの作成に当たって、業者に技術的な支援を委託しているが、県との委託契約において、「個人情報の取扱いの考え方」の遵守義務を定めるなど、上記の個人情報保護措置に適切に対応することが明らかにされていること。</p>
入札参加資格者情報の県HPでの公表	H16.4.24	<p>入札参加者の情報は、公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針において、公表することが求められているとともに、インターネットを活用した情報提供について積極的に推進することが求められており、社会的にも強く要請されている。</p> <p>公共工事に係る入札参加資格者の情報及び測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加者の情報を紙媒体で公表するとともに県HPで公表することで、県の入札及び契約事務のより一層の透明性を確保することとなり、公益性の必要がある。</p>			<p>入札参加資格者名簿の公表の目的は、県の入札及び契約事務の透明性を確保するためであり、公表する情報は、この目的を達成するために必要最小限のものに限定している。</p> <p>入札参加資格者名簿を県HPに掲載することを建設工事等入札参加資格審査申請容量に明記するほか、記者発表や県HP等で広報することにより、入札参加資格を有する者に周知することとしている。</p> <p>入札参加資格者の商号名称、所在地等の誤りについては、申出等に基づき、公表した情報の訂正を行う。</p>

案件	答申日	公益性上の必要	個人の権利利益を侵害するおそれがないこと		
			本人同意	パスワード・担当者特定	必要最小限
電子申請システムの構築	H15.3.17 H15.12.22	<p>電子申請システムは、インタ - ネットの双方向型の情報交換機能を効果的に活用することから、次の有用性が認められる。</p> <p>(1) 電子申請サービスは、時間的、地理的な制約なく利用できるため、県民や事業者は、いつでも自宅や職場から県に対して申請（申込）をすることができる。</p> <p>(2) 県民や事業者は、申請（申込）のために必要な情報を事前に一覧することができるのと同時に申請（申込）後は、県の事務処理状況をいつでも照会することができる。これにより県は、申請（申込）者に処理状況を明らかにすることができ、もって行政の透明性をより高めることができる。</p>			<p>次のとおり、平成 14 年度に運用開始する三手続き（職員採用試験申込、後援名義使用承認申請、県庁見学申込）については、個人情報 が慎重に取り扱われることから、本人の権利利益を侵害するおそれはないものと認められる。</p> <p>(1) 申請（申込）手続きに係る要綱や要領を明確にした上で、書面による申請（申込）手続きによる場合と同一の個人情報を収集すること。</p> <p>(2) 申請（申込）者は、随時、自己の申請（申込）情報の県による取扱い過程を知ることができること。</p> <p>(3) 個人情報をオンライン結合により提供する相手方を、申請（申込）をした者に限定されるよう、ID、パスワードによってアクセス制限措置が講じられていること。</p> <p>(4) 情報の漏えいや改ざんの防止のためのシステム上の措置が講じられていること。</p> <p>(5) 電子申請システムを通じて収集した個人情報は、収集目的の範囲を超えて利用できないようシステム上の措置が講じられていること。</p> <p>(6) 県の職員が申請・届出（申込）に係る個人情報を業務の目的外的利用を行わないことや、情報の流出や漏えいを防止するために必要な措置を実施することを「兵庫県電子申請システム運用管理要綱」、「兵庫県電子申請システム利用規約」において明記し、電子システムを利用する県民等に明らかにしていること。</p> <p>また、県の職員が電子申請システムを通じて収集した個人情報を適正に取り扱うことを研修等で周知徹底していること。</p>

案件	答申日	公益性上の必要	個人の権利利益を侵害するおそれがないこと		
			本人同意	パスワード・担当者特定	必要最小限
	H16.8.4	電子申請システムにおいて、電子認証制度を利用して、申請者から県に申請書等を送信する場合や県から申請者に決定書等を送信する場合には、電子文書が県及び申請者本人によって送信されたこと、電子文書が送信途中で改ざんされていないことが証明され、電子文書の信頼性が高まるようになることから、電子認証制度を利用した電子申請システムには、有用性が認められる。			電子認証制度を利用した電子申請システムは、厳格な本人確認が実施された後、電子証明書の交付を受けること、個人情報 が慎重に取り扱われていることから、本人の権利利益を侵害するおそれはないものと認められる。